



で必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年11月1日（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語（西語もできると望ましい） <sup>1</sup>

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

チリ共和国（以下「チリ」という。）では、1970年代から約20年にわたり、

---

<sup>1</sup> 西語の（評価対象となる）資格を保有する場合には、英語の（評価対象となる）資格とともに、プロポーザルに認定書等の写しを添付願います。（なお、認定対象となる資格は、コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインの別添資料6を参照願います。）

日本の技術支援もあって、南部地域でサケ養殖産業が創出され、現地の民間企業の参入も次々と進み、日本が重要な輸出先となっている。他方、チリでは近年大規模な赤潮が発生するようになり、2016年には約2,300万匹のサケが斃死し、約1千億円（総生産額の15%以上）の損害となった。このような魚類斃死に加え、貝毒原因藻で構成される赤潮発生により、二枚貝への毒性物質蓄積が報告されており、地元水産業および公衆衛生への深刻な影響がみられる。

チリ政府は、海洋環境とサケ養殖産業との関係を漁業、食品衛生、海洋環境管理の各面からとらえ、それぞれ経済振興観光省、保健省(MINSAL)、環境省(MMA)に管轄させている。同政府は「持続的なサケ養殖プログラム(2015~2025)」を策定し、環境・衛生、生産性及び競争力向上、輸出促進、技術開発・人材育成及び組織強化のアクションプランを産学官で推進することになった。また、赤潮対策のために「ロスラゴス州の包括的なモニタリング及び生産性の多様化戦略計画(2017年)」を策定し、モニタリングシステム及び情報伝達の強化プログラム及び生産性向上プログラムを通じて、赤潮被害軽減に努めている。しかし、現状では赤潮発生のメカニズムが十分に解明されたとはいえず、予測の前提となる海洋モニタリングも十分に行われていないことから、赤潮早期予測及びそれに基づく警戒情報の発信が実現しておらず、同国での喫緊の課題となっている。

本プロジェクトでは、赤潮を引き起こす生物学的要因である「赤潮ホロビオーム構造」の解析を通じた構成生物と構造決定因子の同定及び赤潮原因藻・魚病原菌の検出結果を用いて発生予測モデルを開発し、赤潮予防・被害削減を目的とする産官学情報共有プラットフォームの設立を行う。そして、同活動の成果を通じて、赤潮モニタリング及びデータの集積に基づく赤潮早期予測システムが構築され、もってチリ政府及び水産関係各機関が赤潮対策を実施するために赤潮早期予測システムの利用促進に寄与することを目的としている。

なお2018年4月のプロジェクト開始後、2020年からの新型コロナウイルスの世界的な流行やチリ国内情勢の影響により、一部活動について当初計画からの変更が生じている。今回実施する終了時評価調査は、2023年3月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、プロジェクト成果の持続や社会実装に向けた課題と提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、他の調査団員と協力・協議・調整しつつ、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きに

については監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2022年11月下旬～2022年12月上旬)

- ① 既存の文献、報告書等 (詳細計画策定結果、モニタリングシート、合同調整委員会議事録<sup>2</sup>等) をレビューし、プロジェクトの実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のプロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド (案) (和文・英文) を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する<sup>3</sup>。
- ③ 評価グリッド (案) に基づき、プロジェクト関係者 (プロジェクト専門家、C/P 機関、その他チリ側関係機関、他ドナー等) に対する質問票 (英文) を提案する。
- ④ 日本側研究者 (短期専門家) へのインタビューは国内準備期間中に実施する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2022年12月上旬～2022年12月中旬)

- ① JICA チリ支所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ チリ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を

---

<sup>2</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

<sup>3</sup> 本案件は、6. 業務の背景にも記載の通り、多数の日・チリ側の関係者が研究に参画しているため、調査内容の整理を行う際は、関係者間のコミュニケーションや連携状況についても着目すること。また新型コロナウイルスの影響等により、一部活動で遅延が発生していることを踏まえ、活動の進捗や成果の発現状況にかかる外的要因と内的要因を明確にした上で質問票を作成すること。また、本案件の実施を通じて生じた「零細漁民への裨益」や「赤潮早期予測システムの社会的実装」等のインパクトや、持続性の観点を重点的に課題・教訓を抽出すること。

抽出する。

- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びチリ側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びチリ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び P0 の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。また、合同調整委員会（JCC）で使用する説明資料の作成にも協力し、同協議へも参加する。
- ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA チリ支所等への報告に参加する。

（3） 帰国後整理期間（2022 年 12 月中旬～2022 年 12 月下旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2022 年 12 月 28 日（水）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇄ダラス or ヒューストン or ロサンゼルス⇄サンティアゴ（チリ）を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も見積書に計上ください。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は 2022 年 12 月 3 日～12 月 19 日を予定しています。  
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
  - ② 新型コロナウイルスへの感染について、到着後の隔離期間は想定していないが、チリへのフライト同乗者に陽性者或いは接触者が発生した場合は、同国の保健省が定める衛生規則に従った隔離期間が必要となる。隔離期間が発生する場合はチリ国内の滞在先ホテル等で業務に従事すること。
  - ③ 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成<sup>4</sup>は、以下のとおりです。
    - ア) 総括（JICA）
    - イ) 協力企画（JICA）
    - ウ) 評価分析（本コンサルタント）
  - ④ 便宜供与内容  
JICA チリ支所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
    - ア) 空港送迎：あり
    - イ) 宿舎手配：あり
    - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査

---

<sup>4</sup>JICAと連携して事業実施を担う国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）より複数名が、オブザーバーとして調査に参加する可能性がある。また、日本側研究者（短期専門家）も研究代表を含め数名が調査期間中に現地渡航を予定しているが、プロジェクト活動を優先するため、現時点では現地での同席状況は未確定。

期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ) 通訳備上：英語⇄スペイン語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理グループから配布しますので、[gegem@jica.go.jp](mailto:gegem@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。
  - ・ 詳細計画策定結果
  - ・ モニタリングシート
  - ・ 討議議事録 (R/D) ・ 協議議事録 (M/M)
  - ・ PDM・PO
- ② 本業務に関する以下の資料が JST のウェブサイトで公開されています。
  - ・ 中間評価報告書
  - ・ 実施報告書 (平成 29 年度、30 年度、令和元年度、2 年度、3 年度)  
([https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2905\\_chile.html](https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2905_chile.html))
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
    - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チリ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上